

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		禁止行為の解除承認の取消し
根拠条例・規則等名		さいたま市火災予防条例
条 項		第 3 3 条 第 1 項 た だ し 書
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話：048-833-7038)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	「さいたま市火災予防条例第 3 3 条の運用に関する要綱」に定める解除承認の取消しによる。
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日 設 定 令和 7 年 4 月 1 日 最 終 改 正
備 考		